

○第4期障がい福祉計画（案）に対するご意見の概要及びご意見に対する考え方

【計画（案）に対する意見 18件：6人】

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	3.障がい福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策 (1) 訪問系サービス	民間事業者の積極的な参入も含め、支援のできるヘルパーの養成や資質の向上、事業所の確保をしてほしい。(同様意見：計2件)	該当部分については、サービス確保のための方策として計画案に盛り込んでおりますので、原案のままとさせていただきます。 今後、目標達成に向け人材育成・資源確保について積極的に推進してまいります。
2	3.障がい福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策 (2) 日中活動系サービス	①生活介護事業所の充実として、重度化・医療的ケアの必要な方への対応ができる人材の育成や資質の向上と、事業所へのバックアップ体制を整えてほしい。(同様意見：計2件) ②自閉症障がい児（者）でも、近場で利用できるショートステイの事業所数を増やしてほしい。緊急時など利用したくても空きがなく、なかなか利用できない。	①②該当部分については、サービス確保のための方策として計画案に盛り込んでおりますが、より具体的な表現とするため、「医療的なケアを必要とする重度の障がい児・者の短期入所については、」の部分と、「自閉症障がいや医療的なケアを必要とする重度の障がい児・者の短期入所については、」に修正します。 今後、目標達成に向け事業所に働きかけてまいります。
3	3.障がい福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策 (3) 居住系サービス	①障がい特性に応じた支援ができる世話人の養成と職員配置ができるようお願いしたい。 ②障がい特性に対応したグループホームの整備をお願いしたい。 ③グループホームの整備に関して、行政としても補助金・用地無償貸与などの協力をお願いしたい。	①②該当部分については、障がい特性に応じたグループホームの支援体制や整備は、一関地区障害者地域自立支援協議会を中心に検討していくこととし、計画案にも盛り込んでおりますので、原案のままとさせていただきます。 ③グループホーム整備に対する行政の支援に関しては、圏域における資源確保に向けた課題として、一関地区障害者地域自立支援協議会の意見を聞きながら検討してまいります。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	<p>4.地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策</p> <p>(1) 理解促進研修・啓発事業</p>	<p>①市民の啓発や広報活動を積極的に行うこと。 理解してもらうには知ってもらうことが必要。 地域住民と障がい者とのコミュニケーションの機会を数多く設けること。 懇談会など、住民説明会に当事者が参加しても良く、一緒に問題点を話し合ったりすべきである。</p> <p>②一関市避難行動要支援者・同意者名簿が開示提供された。同意率は地域によっては半数のようである。提供対象は民生委員・区長・公民館長・自主防災組織の長である。対象となる皆様に対して、研修の場を提供するのも良いのではないかと思う。</p>	<p>①②該当部分については、研修会や啓発活動の実施にあたり、効果的な手法や形式について工夫することとし、「研修・啓発を通じて」を「研修・啓発活動を効果的に実施し」に修正します。また、事業実施にあたっては、関係部署と連携を図りながら推進してまいります。</p>
5	<p>4.地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策</p> <p>(1) 理解促進研修・啓発事業</p>	<p>国の実施要綱では、実施主体として市が直営で行うこととなっている。委託や補助により障がい者団体等が自発的に実施する講演会・研修会については、自発的活動支援事業に区別されるので、目標数値として混同されていないか再確認してほしい。</p>	<p>該当部分については、団体等が講演会等を企画し、市の委託事業として実施する数値も含んで計上していましたが、いただいたご意見により精査検討した結果、市の直営事業を理解促進研修・啓発事業とし、団体等の自発的活動に対する委託・補助事業については、新たに自発的活動支援事業の項目を設け区別することとします。</p>

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
6	4.地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策 (3) 成年後見制度利用支援事業	①市民後見人養成講座の開設に向けて、第一歩を進めてほしい。 ②いつ後見人を依頼するのか、支援する側は支援の時期と本人の意思を尊重すべきではないか。	①ご意見については、理解促進事業の項目に該当してくる分野となります。基本的な制度の理解を深め、次に法人後見や市民後見に先進的に取り組んでいる他自治体等の事例などから、関係機関と必要な支援策を検討し、段階的に取り組んでいきたいと考えておりますのでご理解願います。 なお、成年後見制度利用支援事業については、市が成年後見制度の申し立てを行う事業となりますが、該当部分の方策の表現では事業内容が伝わらないことから、事業内容の説明を加えるよう修正します。 ②成年後見人制度利用については、強制的に推進していくものではなく、利用相談があった場合には、市や相談支援事業所において、相談者や本人の意思を尊重し支援しておりますが、今後なお一層配慮するよう努めてまいります。
7	4.地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策 (5) 日常生活用具給付事業	点字プリンターを給付対象に加えて欲しい。	点字プリンターにつきましては、給付対象としている自治体の内容を参考に、給付品目への追加について検討してまいります。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
8	<p>4.地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策</p> <p>(9) その他事業</p> <p>③日中一時支援事業</p>	<p>①他市町村の事業内容を参考にしながら事業見直しをすすめてもらいたい。</p> <p>②事業所数の拡充のほか、緊急時や用事があるときにいつでも利用できるようにしてほしい。</p> <p>③日中一時支援事業の利用形態の明確化と利用者や事業所への指導をしてほしい。(障がい福祉サービスと地域生活支援事業の明確な棲み分け。)</p>	<p>①事業内容について今回見直しを行っており、平成 27 年度実施から、短時間利用として 1 時間からの利用を可能としたほか、事業所への補助金も近隣市町村の実施状況を参考に格差是正しております。</p> <p>②該当事業については、事業所が活動の場所を提供し見守りと日常的な訓練を行うものですが、職員体制などの規定はなく、事業所ができる範囲で対応している事業です。そのため、人的体制や受け入れ人数は事業所によって異なり、緊急時にあっては人員体制が整わないこともあり得るという現状をご理解願います。なお、緊急時の受け入れについては可能な限り対応していただけるよう事業所に働きかけてまいります。また、平成 27 年度より実施事業所が 1 事業所増える予定となっております</p> <p>③該事業の利用にあたっては、市の要綱に基づいて実施されておりますが、運用面など認識の統一性が不足している部分もあることから、「利用の手引き」を作成し共通認識を図るよう努めてまいります。</p>
9	<p>4.地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策</p> <p>(9) その他事業</p> <p>④スポーツレクリエーション教室開催事業</p>	<p>QOL 向上のためにも、生活面での支援も急務だが、スポーツや音楽、芸術面での行事なども継続してほしい。</p>	<p>QOL (生活の質) の向上として、ヘルパー派遣や日常生活用具の給付など、より良い生活を送るための支援を行ってきておりますが、生きがいや身体機能の維持という点においては、スポーツや様々な交流や社会参加の場を継続して提供していくことは重要と考えており、今後も継続して関係機関と連携し取り組んでまいります。</p>

【その他意見 3件：2人】

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1		自閉症障がい（児）者を専門的に対応して治療できる 歯科医院の開設を望みます。（南光病院への開設など）	地域医療担当部署と連携して、今後の取り組みについて検討してまいります。
2		南光病院の障がい児担当常勤医師が不在であり、日常的な状況を継続的に把握し診療にあたって頂きたいと感じているので、大変不安である。常勤医師の配置を希望します。	地域医療担当部署と連携して、今後の取り組みについて検討してまいります。
3		自立支援協議会のあり方について、研修会や事例検討会が活動の中心で、地域移行を始めとする地域における活動までなかなか及ばない。形骸化する恐れがあるので実践活動を支援する事業を計画してほしい。 （例：自立支援協議会に各団体等が協力するようにもっと市から呼びかける。実践活動に協力した団体等に助成金を出す。協力した団体や件数について市民に公開するなど。）	ご意見の内容について自立支援協議会に伝えるとともに、市におきましても今後の障がい福祉施策推進の参考とさせていただきます。